

四万十町地域公共交通計画に基づく事業推進

1. 四万十町地域公共交通計画の施策実施スケジュール

	2024 令和 6	2025 令和 7	2026 令和 8	2027 令和 9	2028 令和 10
1-01 路線網の再編を通じた 利便性向上	調整	実施	検証 見直し	検証 見直し	検証 見直し
1-02 公共交通同士の接続強化	調整	実施	調整	調整	調整
1-03 移動手段確保困窮者を 出現させない	検討	実施	検証 見直し	検証 見直し	検証 見直し
1-04 路線バス運賃制度の再構築	検討 調整	実施	検証	検証	検証
1-05 公共交通に関する 情報発信の拡充	実施	実施	実施	実施	実施
1-06 待合所の整備	調整	実施	検討 調整	検討 調整	検討 調整
1-07 J R予土線の維持	調整 実施	調整 実施	調整 実施	調整 実施	調整 実施
2-01 対面による意見交換	実施	実施	実施	実施	実施
2-02 バス乗り方教室の開催	実施	実施	実施	実施	実施
2-03 地域イベントとの連携	調整	実施	実施	実施	実施
3-01 集客施設と公共交通網の連携	実施	実施	実施	実施	実施
3-02 観光と公共交通網の連携	実施	実施	実施	実施	実施
3-03 通学と公共交通網の連携	実施	実施	実施	実施	実施
3-04 福祉と公共交通の連携	実施	実施	実施	実施	実施
4-01 公共交通利用における 安全確保	調整	実施	追加 対応	追加 対応	追加 対応
4-02 乗務員確保の支援	実施	実施	実施	実施	実施
4-03 大規模災害発生への備え	計画 作成	訓練	訓練	訓練	訓練

2. 令和7年度の取り組み

1-01：路線網の再編を通じた利便性向上

□ 取り組みの概要

- ・路線バス及びコミュニティバスの運行経路や運行ダイヤを再編し、変化する地域の移動ニーズに対応したものと整合していく。
- ・利用が少ない路線バスは曜日を限定して運行するコミュニティバスに置き換え、運行日は限定するものの運行回数を増加させる。また、路線バスとして運行を継続するものも含め、窪川中心部で主要施設に立ち寄れるよう経路を循環させる。

□ 令和7年度の取り組み

- ・路線バス影野線の運行取りやめ
- ・大正地域コミュニティバス“下津井線”、“中津川線”の一部運行便の取りやめ
- ・令和8年4月再編に向けた関係者との調整等

1-02：公共交通同士の接続強化

□ 取り組みの概要

- ・本町の交通結節点である窪川駅、土佐大正駅、土佐昭和駅、十川駅の各駅において、鉄道と路線バスやコミュニティバス、路線バスとコミュニティバスが接続できるようダイヤ調整を行う。

□ 令和7年度の取り組み

- ・令和8年3月のダイヤ改正に向けた鉄道との接続確認及び接続確保のための調整検討

1-03：移動手段確保困窮者を出現させない

□ 取り組みの概要

- ・公共交通を利用しづらい地区において、生活に必要な移動手段確保に困窮する住民に対し、関係機関と連携しながら対応策の検討をすすめる。
- ・対応策として、既存の路線バスやコミュニティバスの小規模な再編が考えられるが、それが不効率と判断される場合は、タクシー等を活用した移動手段の整備検討が想定される。

□ 令和7年度の取り組み

- ・移動手段確保困窮者の情報を収集し、必要に応じた対応策の検討を行う。

1-04：路線バス運賃制度の再構築

□ 取り組みの概要

- ・路線バスを利用しやすくなるよう、運賃設定を見直す。
- ・運賃の額等については、利用者の意見や運行事業者の意向をもとに検討をすすめる。
- ・当初は運賃収入の減少があり、町による政策経費の増加につながるが見込まれるものの、次第に利用者の増加につながることを期待し、収支率が改善されるよう周知活動及び利用促進の取り組みを強化する。
- ・運賃制度の再構築が確定して以降、広報に取り組む。

□ 令和7年度の取り組み

- ・令和8年4月の再編時に路線バス運賃の低廉化を実現させるための調整。

1-05：公共交通に関する情報発信の拡充

□ 取り組みの概要

- ・住民や本町への来訪者がいつでも収集、確認できる町内の公共交通運行情報を整備する。

□ 令和7年度の取り組み

- ・令和8年4月の再編に向けた時刻表冊子及びWEB情報などの更新に向けた準備。
- ・19か所のバス停掲示物更新。

1-06：待合所の整備

□ 取り組みの概要

- ・バス利用者が安全に、そして快適に路線バスやコミュニティバスを待てる環境整備に取り組む。

□ 令和7年度の取り組み

- ・田野々バス停の改修を行う。

1-07：JR予土線の維持

□ 取り組みの概要

- ・令和5年10月に高知県と愛媛県両県の予土線利用促進対策協議会が合併したことから、沿線5市町がより一層の連携・協働を図りながら新協議会共同事業を実施し、予土線の利用促進を図る。
- ・予土線を活かす新しい発想について、JR四国及び沿線の関係団体と継続して協議を行う。

□ 令和7年度の取り組み

- ・予土線の利用促進のためのイベントへの出展などのPRを行う。

2-01：対面による意見交換

□ 取り組みの概要

- ・バス利用者やまだ利用につながっていない住民との対面にて、移動手段確保をテーマに意見交換を行う。
- ・バス利用者を対象として、利用者懇談会を定期的に開催する。
- ・取り組みから得られたバス運行に関する問題点や要望をバス路線再編に反映する。
- ・まだバスの利用に至っていない住民には、バス利用のメリットや意義、将来への備えとして利用啓発を同時に行う。

□ 令和7年度の取り組み

- ・再編沿線地区を中心に利用者等との意見交換を行う場を設ける。

2-02：バス乗り方教室の開催

□ 取り組みの概要

- ・地区や学校を対象として、実際に運行するバス車両を活用したバス乗り方教室を開催する。地域の公共交通情報に関する座学、バス車内でのマナーや乗降時の注意事項、ＩＣカードですかの体験などを行う。
- ・普段バスに乗っていない人が、バス車両を身近に体験することで、実際の利用につながることを期待できる。また、ＩＣカードですかを実際に体験することで、その利便性が確認でき、ＩＣカードですかの普及が促進される。

□ 令和7年度の取り組み

- ・意見交換会の中で希望があった地域を中心に利用の促進に向け実施を検討する。

2-03：地域のイベントとの連携

□ 取り組みの概要

- ・町内で開催されるイベントへのアクセス方法として、来訪者に公共交通を活用してもらう。

□ 令和7年度の取り組み

- ・イベントの周知等で公共交通の情報についても掲載することを担当課と調整する。

3-01：集客施設と公共交通網の連携

□ 取り組みの概要

[運行情報の掲示]

- ・集客施設（商業施設や医療施設等）に、バスやコミュニティバスを使ってやってくる来訪者用に、運行情報などをわかりやすい適切な場所に掲示する。

[集客施設への乗り入れ]

- ・集客施設利用者の利便性と、道路横断をしなくて済む安全性確保につなげる取り組みとして、集客施設敷地への路線バス及びコミュニティバスの乗り入れと敷地内における乗降場所設置に取り組む。
- ・すでに敷地内への乗り入れを行っている集客施設について、他の一般車両との輻輳を避け、安全性を向上させるため、敷地内の運行経路や乗降場所の変更などの検討をすすめる。

□ 令和7年度の取り組み

- ・時刻表を施設に掲示する。
- ・ハマヤバス停をはじめ、敷地内に乗り入れをしている箇所について、より安全性を高めるため、関係者との協議を行い必要に応じて経路の変更等を検討する。

3-02：観光と公共交通網の連携

□ 取り組みの概要

[運行情報の掲示]

- ・観光施設や観光地への移動手段として公共交通を活用できる情報発信を行うとともに、現地にも運行情報などが入手できるわかりやすい情報掲示を行う。
- ・観光施設からの情報発信に、アクセス方法として公共交通を積極的に活用してもらえよう記載する。

□ 令和7年度の取り組み

- ・時刻表情報冊子の作成及び施設への配置を行う。

3-03：通学と公共交通網の連携

□ 取り組みの概要

- ・通学の手段として本町の一部地区を運行しているスクールバスについて、路線バスと連携できるものは路線バスを活用するなど、輸送資源の効率的な活用を目指す。
- ・既に運行している路線バスで、通学に活用するために必要となるものについては、運行経路や運行時間の調整を運行事業者とともに検討する。

□ 令和7年度の取り組み

- ・スクールバスの運行状況や今後の見通しについて関係者と情報共有し、有効活用できる可能性について模索する。

3-04：福祉と公共交通網の連携

□ 取り組みの概要

[おでかけイベントの実施]

- ・独自の移動手段確保に不安を持つ人が、公共交通を利用するきっかけとなることを目的に公共交通を活用したおでかけイベントを開催する。イベントを通じて公共交通利用を体験することで、鉄道やバスを身近に感じてもらい、公共交通の日常的な利用につなげる。

[移動手段確保に困窮する人の発生を通知する仕組み]

- ・地域の状況をよく知る地区の代表者（地区長）や民生委員等からの、移動手段の確保に困窮している人（そのような状況に陥りそうな住民）の情報通知に対応する。

□ 令和7年度の取り組み

- ・バスの乗り方教室と合わせて実施を検討する。

4-01：公共交通利用における安全確保

□ 取り組みの概要

[バス停における安全確保策]

- ・交通量の多い国道56号や市街地に設置されているバス停の利用に際し、安全に道路を横断して利用できるよう、横断歩道の設置要望など、安全確保策に取り組む。

[自動車運転免許証の自主返納]

- ・自動車の運転が難しくなってきたと認識している人やその家族に対し、運転免許証の自主返納に関する正しい情報を周知するとともに、返納後の移動手段確保策について、広報紙や地区での説明会を通じてわかりやすく説明する。
- ・町内の公共交通運行情報を集約した冊子や福祉タクシー・バス利用券を配布し、次の移動手段として公共交通への転換を促す。

□ 令和7年度の取り組み

- ・意見交換会及び説明会の中で、車を利用している方に対しても、将来安心して公共交通が利用できるよう、積極的にバス等を利用してもらうように呼びかけを行う。

4-02：乗務員確保の支援

□ 取り組みの概要

- ・バス事業者やタクシー事業者が、旅客運送事業に継続して取り組めるよう、行政や関係者と連携した乗務員確保策に取り組む。
- ・路線バス及びコミュニティバス乗務員、そして運行管理者（運行会社）の負担軽減の取り組みとして、バス乗降者数のカウントシステムを導入する。

□ 令和7年度の取り組み

- ・路線バスの乗降者数の記録及び集計を端末で行うことができるバスカウントシステムを路線バス3路線に導入する。

4-03：大規模災害への備え

□ 取り組みの概要

- ・災害クラスの地震や大雨であっても、乗務員と運行事業者の落ち着いた対処が可能となり、公共交通利用者の安全確保につながることを目指す。
- ・路線バスやコミュニティバスの運行時に、大規模災害が発生した場合の対応策をあらかじめまとめるとともに、乗務員及び運行管理者、利用者に対する訓練を実施する。

□ 令和7年度の取り組み

- ・利用者の安全確保のため、災害時における対応について情報発信を行う。